

吉川市男女共同参画審議会これまでの経緯 ～第4次吉川市男女共同参画基本計画（案）の策定～

吉川市男女共同参画審議会は、市の男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議を行う合議体として、事業者等の代表者や公募市民等の10名以内で組織しています。

第3次吉川市男女共同参画基本計画の計画期間が、令和4年3月末を以って終了することから、令和2年度から今年度の審議会においては、次期計画案に向けた審議を中心に行いました。

時期	事項	内容
R2.10月	令和2年度第1回男女共同参画審議会	吉川市男女共同参画基本計画について 市民意識調査質問項目の検討について
R2.12月～ R3.1月	計画策定基礎調査の実施	市民意識調査、職員意識調査、 事業所アンケート
R3.5月	令和3年度第1回男女共同参画審議会	計画策定基礎調査の結果について 計画策定の基本方針について
R3.7月	諮問	
R3.8月	令和3年度第2回男女共同参画審議会	計画素案について
R3.10月～ R3.11月	パブリックコメント実施	
R4.1月	令和3年度第3回男女共同参画審議会	計画案について（答申予定）

○吉川市男女共同参画基本計画とは

吉川市男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」として、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

なお、本市では「男女共同参画社会基本法」を国が制定する以前の平成7年、男女がともにいきいきと豊かに暮らせるまちづくりを目指す行動計画として「よしかわパートナーシップアクション22」を策定しました。その後、平成14年に「よしかわパートナーシップアクションⅡ」、平成24年に「第3次吉川市男女共同参画基本計画」と改定を重ね現在に至っています。

○第4次吉川市男女共同参画基本計画（案）について

（1）基本理念

多様性を認め合い 誰もが自分らしく生きることができるまち

（2）計画期間

令和4年4月～令和14年3月（10年間）

（3）計画案の主なポイント

①多様性を認め合う社会の実現

- ・根強く残る性別による固定的役割分担意識（アンコンシャス・バイアス）
- ・多様性を認め合う国際的潮流
- ・男女平等からジェンダー平等へ

②多様性に配慮した視点に立った減災対策

- ・災害時における女性等への影響
- ・多様性に配慮した視点に立った減災対策を、施策の方向に位置付け

③社会における女性の活躍推進

- ・国における女性の職業生活における活躍を後押しする環境づくり
- ・グローバル・ジェンダーギャップ指数（政治分野・経済分野）156カ国中120位
- ・女性参画や、職業生活における女性が活躍できる環境づくり

（4）パブリックコメントの実施

期間 : 令和3年10月1日（金）～令和3年11月1日（月）

閲覧場所等 : 市役所ほか6箇所の市内公共施設に設置。または、市ホームページ

周知方法 : 広報10月号、市ホームページ

結果 : 意見0件